

## 夜間金庫規定

### 第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金への入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 第2条 (利用方法)

1. この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金票、必要に応じ通帳等とともに当金庫所定の入金袋（鞆）（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋用錠前を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
2. 入金袋は、必ず1個ずつ投入し、もう一度投入口扉を開いて入金袋（鞆）が下に落ちていることを確認してください。その後、夜間金庫の投入口扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

### 第3条 (預金への受入処理)

1. この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
2. 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

### 第4条 (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうへ受け取ってください。

### 第5条 (鍵の保管等)

1. 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫投入口扉の開閉を行ってください。
2. 入金袋用錠前の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

### 第6条 (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

### 第7条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 第8条 (解約等)

この契約は、本人の申し出または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋、入金袋用錠前、および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。

### 第9条 (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

### 第10条 (利用料)

この夜間金庫の利用には、別に定める所定の夜間金庫サービス手数料をお支払いください。

### 第11条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上

但馬信用金庫

(21.02)